



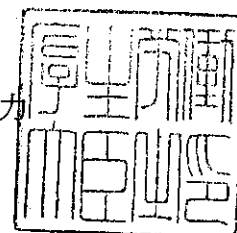
厚生労働省発食第102号

平成13年 4月25日

薬事・食品衛生審議会

会長 内山 充 殿

厚生労働大臣 坂 口 力



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、  
下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

乳及び乳製品の規格基準の改正について

## 乳及び乳製品の規格基準の改正

### 1. 諮問の概要

乳及び乳製品の規格基準の内、別紙内容等について改正すること。

### 2. 諮問の背景

平成12年6月の雪印乳業食中毒事故の発生、近年の乳及び乳製品の製造加工技術の進展や商品の多様化、病原菌の耐熱性に関する新たな知見等を踏まえ、乳及び乳製品の規格基準を改正することについて御審議を頂くもの。また、容器包装についての規制緩和要望があることから、これらについても御審議を頂くもの。

(別紙)

## 乳等省令改正の主な検討事項

### 1. 製造方法の基準

- (1) 脱脂粉乳等の製造基準について設定すること。
- (2) 乳等の殺菌基準について見直すこと。

### 2. 種類別分類

- (1) 乳及び乳製品の種類別分類について見直すこと。

### 3. 容器包装の基準

- (1) 乳、乳製品及び調整粉乳の合成樹脂の容器の材質制限、組合せ制限等を緩和すること。